さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　さいたま市における再犯防止に関する施策について、専門的かつ多様な意見を聴取するため、さいたま市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。

（１）さいたま市再犯防止推進計画の推進等に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のための必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、２０人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（１）学識経験者

（２）関係団体の構成員

（３）関係行政機関の職員

（４）前３号に掲げる者のほか、市長が認める者

（任期）

第４条　委員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　協議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、オブザーバーとして協議会への出席を求めることができる。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、福祉局生活福祉部地域福祉推進室において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和４年１０月２４日から施行する。

附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。